

こども未来係からのお知らせ ～各種手当と助成について～



手当

①児童手当（公務員の方は勤務先での手続きとなります）

支給対象 0歳～15歳（中学校修了前）の児童を養育している方

手当額
（月額）

年齢区分	第1子	第2子	第3子
3歳未満（一律）	15,000円		
3歳以上小学校修了前	10,000円	10,000円	15,000円
中学生（一律）	10,000円		
特例給付（一律）※1	5,000円		



※1 受給者の所得が所得制限限度額を超えていて中学生までの児童を養育している場合。

②児童扶養手当

支給対象 父または母がいない（父または母が行方不明・重度心身障がい者などを含む）家庭で、18歳（高校修了前）までの児童を養育し、公的年金を受けていない父または母など

手当額（月額）
第1子：全部支給 41,430円
一部支給※2 9,780円～41,420円

※2 所得により金額が変動します。

第2子：1人5,000円加算、第3子以降＝3,000円加算

③特別児童扶養手当

支給対象 心身に障がいのある20歳未満の児童を養育している父母または養育者

手当額（月額）
1級＝50,400円、2級＝33,570円

医療費の助成

①乳幼児等医療費助成

助成対象 0歳～小学生（12歳に到達した最初の3月31日まで）の児童
※小学生は入院時のみ助成

助成内容 3歳未満または非課税世帯の場合は、初診時一部負担金を自己負担し残額を助成。下線以外の方は医療費の1割を負担し、残額を助成。



②ひとり親家庭等医療費助成

助成対象 ひとり親家庭等の父または母および児童（18歳に到達した最初の3月31日まで。ただし学生の場合は20歳の誕生月まで）
※父または母は入院時のみ助成

助成内容 3歳未満または非課税世帯の場合は、初診時一部負担金を自己負担し残額を助成。下線以外の方は医療費の1割を負担し、残額を助成。

◇いずれの手当・助成制度も、所得制限などの支給条件があります。詳しい内容・申請方法についてはこども未来係までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 こども未来課こども未来係（名寄庁舎2階13番窓口）

☎01654③2111（内線3241）